

辺土名高等学校 部活動の活動方針

1. 趣旨等

子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を実現するため、活動方針を策定する。

2. 望ましい部活動の在り方

(1) 部活動の位置付けと意義

部活動は、学習指導要領（中学校・高等学校）において、「学校運営上の留意事項」として、次のように位置付けられている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 望ましい部活動の在り方

部活動の指導においては、継続的にスポーツや文化、科学等の活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであるが、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を強く求め、以下のことに留意し行うものとする。

- ・部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子ども的人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。
- ・部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導しなければならない。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

3. 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針

・校長は、教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。

・指導者は、以下を作成し、校長に提出する。

- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- 毎月の活動計画
- 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

※指導者は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。

※指導者は、翌月の10日までに活動実績を提出する。

・校長は、上記の活動方針及び活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築

① 部活動の設置

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、各部活動を設置する。
- ・技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいようなレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。
- ・生徒、保護者が新規部活動設置を要望した場合、十分な審議を経て、その設置の可否を判断する。

② 校務分掌と指導・是正

- ・部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、指導者に対して、指導・是正を行う。
- ・校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

③ 複数顧問制

複数の目で部活動を見守ることは、不適切な対応の抑制や部活動中の事故防止等、生徒の安全に資する面がある。また、引率等の場面において、教職員の負担軽減に資する面もあることから、少なくとも2人以上の顧問を配置する。

④ 部活動指導員の任用・配置

部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、子どもの人権尊重、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の適切な対応、生徒の人格を傷つける言動（暴力・暴言）やハラスメントの禁止、校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

⑤ 研修

- ・指導者は、教育委員会等が実施する、子どもの人権尊重、運動・文化部活動の指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修を受講する。
- ・学校の管理職は、教育委員会等が実施する、子どもの人権尊重や部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修を受講する。
- ・指導者は、教育委員会等、学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講すること。

⑥ 「部活動顧問会」の設置

校務分掌に部活動担当を位置付け、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会」を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検（チェックシートの活用等）に取り組む。

4. 適切な指導の実施

- (1) 校長及び指導者は、令和3年12月沖縄県教育委員会作成の「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- (2) 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- (3) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。大会等への参加についても同様とする。
- (4) 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

5. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 高等学校においては、学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する。

6. 学校単位で参加する大会等

- (1) 参加する大会等は、沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校文化連盟、沖縄県高等学校野球連盟等の主催又は共催する大会等とする。
- (2) それ以外の各競技団体や芸術文化関係団体等が行う大会等や地域の行事・催し等への参加については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や引率する指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて精査する。

策定期日：令和4年8月30日